

心臟病	一五、七三	一六、三三	一八、六	一九、一
氣管支炎	一、三〇	一、三〇	一、六	一、四
肺炎	七、九〇	七、八二	九、二	九、三
盲腸炎	四、二	五、七	〇、五	〇、七
腎臟炎	一、四七	一、五〇	一、七	一、八
産後諸病その他 産婦の傷害	五、〇	五、〇	三、七	三、五
老衰	八、〇三	七、〇三	九、三	八、二
自殺	三、〇二	二、八〇	二、七	三、三
他殺	七、五	一、〇	〇、一	〇、一
不慮の傷害	三、〇六	二、九〇	三、六	三、四
一歳未満の特殊死因				
早産	一、九〇	二、〇三	三、〇	三、四
先天的畸形 質及分娩による 産兒の障害	二、五五	二、五五	二、七	二、七
腸カタル	一、〇八	七、六	六、九	五、〇
梅毒	三、六	一、七	〇、三	〇、二

ボヘミア・モラヴィア兩獨逸保護領に於ける最近の人口動態

昨三九年三月保護領として大獨逸の一部へ編入されたボヘミア及びモラヴィアも其の政治的解放と經濟的回復の兆候を人口現象の上に明瞭に觀取せしめる。昨三九年に於ける婚姻の著増はその前奏曲といつてよく、其の婚姻率（一一・五）は舊チェコスロバキア共和國内にあつては世界大戦後の十ヶ年間を除いて嘗て實現されたことのなかつたものである。今年に入つて更に出生の著増を見るに到つたのは當然で、その主要數字を掲ぐれば左の如くである。（Wirtschaft und Statistik 1940 Nr. 13 u. 18 所載）

年次	婚姻率	出生率	死亡率 (死産を除く)	自然増 加率	乳兒死 亡率 (出生百 に付)
一九三〇	九・五	一九・三	一三・二	六・一	
一九三一	九・一	一八・二	一三・四	四・八	
一九三二	九・〇	一七・七	一三・四	四・三	
一九三三	八・六	一六・五	一三・〇	三・五	
一九三四	八・三	一五・九	一二・五	三・四	
一九三五	七・九	一四・七	一二・七	二・〇	
一九三六	八・二	一四・六	一二・八	一・八	
一九三七	八・七	一四・四	一二・八	一・六	
一九三八	八・三	一五・二	一二・二	二・〇	
一九三九	一一・五	一五・七	一二・八	一・九	九・五
〃(一二月)	八・四	一五・二	一二・八(一)〇・六	一・六	一〇・六
〃(四—六月)	一〇・七	一五・九	一二・三	一・六	一〇・五
一九四〇					
〃(一—三月)	一一・〇	一八・一	一六・五	一・三	一〇・三
〃(四—六月)	一〇・一	一八・四	一五・〇	三・四	一〇・九

ナチスの新離婚法と一九三八年の離婚統計

一九三八年七月六日公布、同年八月一日より實施されたナチス獨逸の新「婚姻法」、詳しくは「埃太利及び其の他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」は婚姻を以て個人的利害關係によつて結合された一種の契約なりとする従來の自由主義的基調に根本

的なる轉換を行ひ、婚姻と家庭とは民族的共同生活の根基にして其の内容の如何は民族共同體の價值と存続にとつて決定的なる意義を有すとの根本精神を以て置き換へらるゝに到つた。この改正精神が特に離婚法に對して有つ意義は人口政策的觀點から見て極めて重大であるといへよう。一言にしていへば新離婚法は民族共同體に對して最早何らの意義を有せずと認定せらるゝに到つた婚姻關係に對して單にそれだけの理由で離婚することを承認するに到つたわけで、それが新しき婚姻生活に於て更めて民族共同體に對する貢獻を爲すべきことを要望せるものであるはいふ迄もない。

特に舊埃太利に於ける婚姻關係

新婚姻法が特に「埃太利及び其の他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」Gesetz zur Vereinheitlichung des Rechts der Eheschließung und der Ehescheidung im Lande Österreich und im übrigen Reichsgebiet と呼ばれるのは獨逸合邦後オーストリアに於ける従來の特に錯雜せる婚姻現象を法律的に整理することを其の一つの主要目的としてゐたからである。蓋し同地方のカトリック教徒はその教義の立て前よりして離婚を認められず、單に別居 Scheidung von Tisch und Bett が許さるゝのみで、従つて再婚は不可能であつた。とはいへ別居後の新しい同様な生活は現實の事實なので一九一八年以後は特別免除により之を承認する事となり、所謂 Dispensane なるものの成立を見るに到つた。之は法律的には非合法的なるものであつたが、併し時としては裁判所に於

てこの種婚姻關係を事實上の婚姻として取り扱はざるを得ない場合があるので、さうすると結果に於ては國家は正式に二重婚を認めるといふ様な法律上の混亂が惹起された。一九三四年以後は Dispensate なるものは再び許されなくなつたが、この爲に非合法的婚姻關係は又著しく増大したことになる。右の如き實情に對し三八年の新婚法は事實上の婚姻關係を正當な婚姻關係として認めるといふ立て前此の混亂を統一したもので、其の第百十五條は別居婚の状態に在る者の孰れか一方に新離婚法による離婚の申請を爲し得る旨規定してゐる。之により大部分の者は正式に離婚を許可せらるゝに到つたわけで、三八年八月一日より同年十二月末日までの間に之によつて離婚を正式に認可せられたる件数は三六、七二六件の多きに及んでゐる。反之、本法第百二十一條は所謂 Dispensate の一方又は舊婚姻者の上告によりこの Dispensate を無効とするを得る旨規定してゐるが、本規定による無効上告は三、九年四月一日までに僅かに四〇件、内一四件は其の上告を拒否されてゐる。なほ第百二十二條は前條の上告なき限り又上告あるも拒否される場合 Dispensate を正當の婚姻として認め従つて舊婚姻關係は離婚となる旨規定してゐる。

所謂第五十五條の内容

右の如き離婚の承認は婚姻關係が國民共同體に對して最早何らの價值なき場合には單にそれだけの理由で離婚を認可するといふ新離婚法の精神に基くもので、特に其の第五十五條の規定によるものであるが、新離

婚法も亦從來の姦通その他による離婚理由をも列挙してゐるので、言ひ換へれば之らの理由の外に更に之らの婚姻義務の毀損なき場合にあつても現在の婚姻關係が國民社會主義的意味に於て婚姻の本質に戻り、生活共同體の持續又は再建が到底期待し得ずと認めらるゝ場合にその離婚を承認し、新しい互に幸福なる結婚によつて國民共同體に對する義務を充足する途を拓くこととなつたわけである。

その他の離婚理由については大體舊法規と同じであるが、過罪による離婚の場合としては、第四十七條に姦通を、第四十八條に生殖の拒否を、第四十九條に其の他の重大なる過失或は不名譽乃至非道德的なる行爲を擧げてをり、其の他の理由による離婚の場合としては第五十條に精神的障害に基く擧動を、第五十一條に精神病を、第五十二條に傳染病或は忌ふ可き病氣を、第五十三條に不妊症(遺傳的に健康なる子孫を)を擧げてをり、第五十四條に以上第五十乃至五十三條の適用が道德的に正當視し得ざる場合の除外規定を擧げて後、更に第五十五條として同様生活の解體を擧げてゐる。その全文(假譯)を掲ぐれば次の如くである。

第五十五條 同様生活ノ解消

(一) 夫婦ノ同様生活ガ三ヶ年以來停止セラレ且ツ婚姻關係ノ深刻ニシテ匡救シ難キ破滅ノ結果婚姻ノ本質ニ相應セル共同生活ノ期待シ難キトキ、夫婦ノ一方ハ離婚ヲ望ムコトヲ得

(二) 離婚ヲ望ム配偶者ガ家庭生活ノ破滅ノ全的或ハ主ナル責任者ナルトキハ他ノ配偶者ハ離婚ヲ拒否スルコトヲ得。但シ婚姻ノ本質並ニ兩配偶者ノ全擧動ノ

正當ナル評價ニヨリ婚姻ノ持續ヲ道德上正當視シ得ザルトキハ離婚ノ拒否ハ無効トス

一九三八年の離婚統計

尙、一九三八年年度の離婚統計によると舊民法の規定に因る離婚数は總計三四、九四六件、新婚法の規定に因る離婚數中舊民法によつても同様に離婚し得たりと考へらるゝもの(即ち第五十五條に因る離婚を除く數)一二、五四六件、特に第五十五條に因る離婚數は二、〇〇五件で、其の内譯は別掲の如く表中有罪宣告を伴はざる離婚件數は實に九二〇件、第五十五條に因る離婚總數の四五・九%に及んでをり、且つ第四十七乃至四十九條に因る有罪宣告を伴ふもの二〇六件も反訴又は離婚理由の強化の爲めの結果である。表中第六十一條第二項とは離婚が第五十條乃至五十三條又は第五十五條に因つて行はるゝ場合、原告側に過失による離婚の告訴を受くべき事實あるときは被告側の反訴によることなしに單に其の申請により有罪の宣告をなすことを得るとの規定をいふ。

尙、一九三八年年度の離婚を婚姻年度別に見た集計も別掲の如くで、一九三三年と三二年との間を境としてそれ以前の婚姻者には離婚數の對前年増が著しいのが注意を惹く。その理由は大部分第五十五條に因るものと見てよい。

又、一九三八年年度の離婚總數をその婚姻中に生まれ

子供數	離婚總數	百分比
〇	二一、四七七	四三・四%

二	一九三六	二、八五三	四七・三	一	一九三五	五四・一	一九三四	五七・九
三	一九三五	三、七二九	五八・六	〇・二	一九三四	六〇・七	一九三三	六七・五
四	一九三四	四、四一七	六一・九	〇・七	一九三三	六三・二	一九三三	七三・五
五	一九三三	三、七〇三	六〇・九	〇・八	一九三二	六三・七	一九三一	六九・〇
六	一九三二	三、〇六〇	六四・五	一・一	一九三一	五九・八	一九三〇	六三・五
七	一九三一	二、七四八	五八・五	一・三	一九三〇	五〇・九	一九二九	五七・八
八	一九三〇	二、五七二	四九・八	一・一	一九二九	五〇・四	一九二八	五三・九
九	一九二九	二、六一七	四九・四	一・四	一九二八	四六・二	一九二七	五〇・八
十	一九二八	二、三九二	四五・五	一・四	一九二七	四三・四	一九二六	四八・八
十一	一九二七	一、九五七	四一・四	一・一	一九二六	四一・一	一九二五	四一・八
十二	一九二六	一、六〇九	三八・六	一・九	一九二五	三七・八	一九二四	四一・〇
十三	一九二五	一、四三二	三四・六	一・六	一九二四	三五・四	一九二三	三六・五
十四	一九二四	一、二二三	三三・一	一・八	一九二三	三一・八	一九三二	三三・六
十五	一九二三	一、五四三	三二・四	二・一	一九三三	二七・五	一九三一	二八・八
十六	一九二二	一、五二一	二七・八	一・六	一九三二	二五・九	一九三〇	二七・八
十七	一九二一	一、四六二	二五・八	一・五	一九三〇	二三・二	一九二九	二七・七
十八	一九二〇	一、六五八	二四・〇	一・六	一九二九	二二・一	一九二八	二九・八
十九	一九一九	一、三九八	二三・一	一・七	一九二八	二五・五	一九二七	二九・一
	一九一五—一九一八	一、九二二	二六・一	二・四	一九二四—一九二七	二二・四	一九二四—一九二六	二四・二
	一九〇九—一九一四	二、二六一	一四・一	一・九	一九〇八—一九一三	一一・五	一九〇八—一九一三	一三・四
	一九〇八及それ以前	一、四七四	四・六	一・一	一九〇七及それ以前	四・〇	一九〇七及それ以前	四・七

(備考) * その年の新婚一萬に付